大阪府国民健康保険運営方針(改定(素案)) 新旧対照表

【新】改正後大阪府国民健康保険運営方針	【旧】現行大阪府国民健康保険運営方針
序章 (略)	序章 (略)
第一章 (略)	第一章 (略)
第1 (略)	第1 (略)
第2 (略)	第2 (略)
1 標準的な保険料算定方式(医療分、後期高齢者支援金分、介	1 標準的な保険料算定方式(医療分、後期高齢者支援金分、介
護納付金分 <u>及び子ども・子育て支援納付金分</u>)	護納付金分)
2 (略)	2 (略)
3 (略)	3 (略)
(1) (略)	(1) (略)
(2) 後期高齢者支援金分 <u>、</u> 介護納付金分 <u>及び子ども・子育</u>	(2)後期高齢者支援金分・介護納付金分
<u>て支援納付金分</u>	
4—7 (略)	4-7 (略)
第3一第4 (略)	第3一第4 (略)
第二章・第三章 (略)	第二章・第三章 (略)
序章(略)	序章 (略)
	tota a (Tab.)
第1 (略)	第1 (略)
1 (略)	1 (略)
O (mtr)	0 (mt)
2 (略)	2 (略)

【新】改正後大阪府国民健康保険運営方針	【旧】現行大阪府国民健康保険運営方針
3 (略)	3 (略)
令和5年12月19日	令和5年12月19日
<u>(令和7年12月○日一部改定)</u>	
	4 (略)
4 (略)	
	5 (略)
5 (略)	
	第2 (略)
第2 (略)	
	第一章 (略)
第一章 (略)	
	第1 (略)
第1 (略)	
	第2 (略)
第2 (略)	1 標準的な保険料算定方式(医療分、後期高齢者支援金分、介護納
1 標準的な保険料算定方式(医療分、後期高齢者支援金分、介護納	付金分)
けるハエバフ ビナーフ 玄て 土 控処けるハ	お送売目は 無準的な保険製管ウナーの大町付用措等に大いた無

付金分及び子ども・子育て支援納付金分)

算定して示すことにより、標準的な住民負担の「見える化」を図るこ ととなっている。

そこで、府における標準的な保険料算定方式について、次のとお

都道府県は、標準的な保険料算定方式や市町村規模等に応じた標 都道府県は、標準的な保険料算定方式や市町村規模等に応じた標│準的な収納率等、市町村が保険料率を定める際に必要となる事項の標 準的な収納率等、市町村が保険料率を定める際に必要となる事項の標│準を定めるとともに、当該標準設定に基づき、市町村標準保険料率を 準を定めるとともに、当該標準設定に基づき、市町村標準保険料率を │ 算定して示すことにより、標準的な住民負担の「見える化」を図るこ ととなっている。

> そこで、府における標準的な保険料算定方式について、次のとお り定める。

【新】改正後大阪府国民健康保険運営方針

り定める。

- ① 標準的な保険料算定方式3方式(ただし、介護納付金分保険料及び子ども・子育て支援納付金分保険料は2方式)
- ②·③ (略)
- ④ 賦課限度額

医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分及び子ども・子 育て支援納付金分とも、施行令で定める額(府が毎年度、国 保法第82条の3第1項の規定による市町村標準保険料率を 算定し、同条第3項に基づく通知を行う日において施行され ていた施行令で定める賦課限度額)

- 2 (略)
- 3 (略)
- (1) (略)
- (2)後期高齢者支援金分<u></u>介護納付金分<u>及び子ども・子育て支援納</u> 付金分

原則として、上記(1)④から⑨と同様の考え方により按分す る(介護納付金分及び子ども・子育て支援納付金分の応益分につ 【旧】現行大阪府国民健康保険運営方針

① 標準的な保険料算定方式3方式(ただし、介護納付金分保険料は2方式)

②·③ (略)

④ 賦課限度額

医療分、後期高齢者支援金分<u>及び</u>介護納付金分とも、施行令で定める額(府が毎年度、国保法第82条の3第1項の規定による市町村標準保険料率を算定し、同条第3項に基づく通知を行う日において施行されていた施行令で定める賦課限度額)

- 2 (略)
- 3 (略)
- (1) (略)
- (2)後期高齢者支援金分:介護納付金分

原則として、上記(1)④から⑨と同様の考え方により按分する(介護納付金分の応益分については、保険料算定方式を踏まえて対応)。

大阪府国民健康保険運営方針(改定(素案)) 新旧対照表

【新】改正後大阪府国民健康保険運営方針	【旧】現行大阪府国民健康保険運営方針
いては、保険料算定方式を踏まえて対応)。	後期高齢者支援金分 <mark>及び</mark> 介護納付金分については、そもそ
後期高齢者支援金分 <u>、</u> 介護納付金分 <u>及び子ども・子育て支援納</u>	「医療費」の概念がないため、上記(1)①及び②は対象外と
<u>付金分</u> については、そもそも「医療費」の概念がないため、上記	る。
(1)①及び②は対象外となる。	